

ご存知ですか？

事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可制度

～ 県民のみなさまへ～

1. はじめに

昨今、クマやイノシシ等大型獣類による農林業被害に対し、これら大型獣類の駆除には主にライフル銃が使用されますが、狩猟や有害鳥獣の駆除のためにライフル銃を所持できる方は、継続して10年以上猟銃の所持許可を受けていることが必要です。

しかし、銃刀法第5条の2第4項第1号により、

**「事業に対する被害を防止するため
ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」**

は、上記の条件を満たしていなくても、許可を受けることができます。



2. 許可の対象となる者

- (1) 農業、牧畜業、林業等を営む人、又はこれに従事する人
- (2) 当該事業に対するクマ、ヒグマ、イノシシ(イノブタを含む。)及びシカによる被害があり、その被害を防止することが必要であると認められる人

3. 許可に必要な条件等

- (1) 申請者の行う農林業等の事業に対する獣類による被害について明らかにする、県又は市町村による証明書等の書類(別添様式を参照)を添付すること。
- (2) 当該事業が行われている市町村において、各種柵の設置やワナ、散弾銃等を利用した駆除が行われているにもかかわらず被害が発生していること。
- (3) 市町村において、ライフル銃を使用しての有害鳥獣駆除の許可が認められること。

環境省令によりライフル銃を使用した捕獲の対象獣類は、クマ、ヒグマ、イノシシ(イノブタを含む。)及びシカに限られています。したがって、これら以外の鳥獣による農林業被害については、ライフル銃の必要性は認められません。

4. 許可を申請するには

申請には銃砲所持許可申請書に必要な書類及び手数料が必要です。詳しくは申請者の住所を管轄する警察署の生活安全係においてご相談ください。

様式

事業の被害実態証明書

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を必要とする事情は、次のとおりであります。

年 月 日

福井県公安委員会 殿

申請者氏名 印

項 目	内 容
事業名及び規模	
被害の状況	
捕獲しようとする獣類の種類	
被害を防止するためライフル銃による捕獲を必要とする区域	
猟銃所持経歴	
市区町村長等の証明	上記のとおり事実相違ないことを証明します。 年 月 日 長 印

- 注1 被害分布図、捕獲を必要とする区域の見取り図を添付すること。
2 規格は、A列4番縦長とする。